

小諸市有地売却実施要領 (一般競争入札)

令和7年3月21日(金) 公告

入 札 日 令和7年5月19日(月)

申込受付期間 令和7年4月9日(水)～5月9日(金)

小 諸 市

目 次

1	一般競争入札の主な手順	1 頁
2	一般競争入札実施要領	2 頁
3	土地売買契約書（標準書式）	8 頁
4	物件調書・位置図	13 頁
5	入札参加申込書	15 頁
6	質問書	16 頁
7	委任状	17 頁

一般競争入札の主な手順

入札参加 申込み	入札参加希望者は、本市指定の入札参加申込書に所定の事項を記入、押印のうえ、受付期間内に受付場所まで直接お持ちください。（郵送不可） 受付期間：令和7年4月9日（水）～令和7年5月9日（金） 受付場所：小諸市役所 総務部 財政課 契約財産係（小諸市役所3階） 提出書類：①入札参加申込書（市指定様式） ②印鑑証明書（法人のみ） ③納税証明書（発行から3ヶ月以内に発行されたもの） ④委任状及び受任者本人と確認できるもの（代理人により入札及び契約をしようとする場合のみ） ※入札への参加は、入札参加申込書の入札参加申込者欄に記名押印されたご本人、又は入札参加申込み時にご提出いただいた代理人（委任状の受任者）に限ります。 ※入札参加申込み後、入札参加を辞退する場合は、入札日当日までに書面で「入札参加辞退届（辞退者の記名・実印があれば様式は問いません）」をご提出いただきます。
入札	入札には、申込者本人又は代理人が必ず出席してください。 入札日：令和7年5月19日（月） 入札時刻：受付 午後1時から午後1時20分まで 入札 午後1時30分 入札場所：小諸市役所3階第4会議室 持参物：①入札参加者証（申込み受付後郵送します。） ②実施要領（入札手続の説明等に使用します。） ③印鑑（入札参加申込書に押印した印鑑。代理人の場合は委任状で届出した印鑑。）
開札	入札締切後、入札場所において直ちに開札します。
契約	開札後、本要領添付の契約書を基に落札者と売買契約についての打ち合わせを行い、契約を締結させていただきます。
所有権の 移転・物 件の引き 渡し	所有権は売買代金完納と同時に移転します。登記に必要な書類を提出いただいた後、本市が登記の手続きを行います。諸費用（登録免許税等）は買主の負担となります。所有権移転完了後、現地にて物件の引渡しを行います。

一般競争入札実施要領

令和 7 年 5 月 19 日（月）に小諸市が行う「土地売却」の土地利用条件付一般競争入札（以下、「入札」という。）に参加される方は次の事項をご承知のうえ、入札に参加してください。

1 はじめに

この入札は、小諸市が所有する土地を利用条件付一般競争入札により売却するものです。

この度の市有地の売却について入札参加者を募集し、参加者の中で最も高い値段をつけた方に土地を購入していただきます。

2 入札物件〈土地の表示〉

No.	所在地	地番	地目	登記簿面積
1	小諸市大字御影新田字池ノ上	2241 番 4	宅地	268.07 ㎡

〈家屋の表示〉

No.	所在地	地 番	構造等	種類	面積
1	小諸市大字御影新田字池ノ上	2241 番地 4	木造スレート葺平屋建	居宅	54.54 ㎡

※ 建物については現況での引き渡しとし、また建物には評価価格はありません。
最低入札価格 3, 1 5 5, 0 0 0 円（土地及び建物含む）

3 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

- ①売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならないこと。
- ②売却物件の所有権を第三者に移転又は貸付する場合には、①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。
- ③②の第三者が売却物件の所有権を移転又は貸付する場合にも同様に①②の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならないこと。

(2) 風俗営業等の禁止

- ①売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならないこと。
- ②売却物件の所有権を第三者に移転又は貸付する場合には、①の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。

③②の第三者が売却物件の所有権を移転又は貸付する場合にも同様に①②の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならないこと。

(3) 実地調査等

上記 3 及び 4 (1) (2) について、本市において必要があると認めるときは、実地調査等を行います。買主には協力義務があります。

(4) 違約金

上記 3 及び 4 (1) (2) の特約に違反したときは売買代金の 3 割、4 (3) の特約に違反したときは売買代金の 1 割を違約金として小諸市に支払うものとします。なお、違約金に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

(5) 買戻特約

上記 3 及び 4 (1) (2) の特約に違反したときは、4 (4) の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとします。買戻しの期間は、契約締結日から 10 年間とします。また、買戻しの特約登記をします。

※詳しくは 8～12 ページの「土地売買契約書」をご確認ください。

4 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 国税及び市町村税に未納がないこと。
- (3) 小諸市における市有地の売却に係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると小諸市が認めたときから 2 年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
 - ①競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ②落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。
 - ③正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - ④落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかった者。
 - ⑤小諸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。
- (4) 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- (5) 小諸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定め違反した者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

(上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、買戻権の行使、契約の解除の対象となります。)

5 入札参加申込み

(1) 受付日及び時間

令和7年4月9日(水)から令和7年5月9日(金)までの平日
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)
下記受付場所へ直接持参し提出すること

(2) 受付場所

小諸市相生町三丁目3番3号 小諸市役所3階
小諸市役所 総務部 財政課 契約財産係

(3) 質疑

本実施要領に関する質疑については、文書によるものとし、持参してください。電話・ファクシミリ・電子メール等での問い合わせには応じられません。

提出期限：令和7年4月25日(金)午後5時00分までに必着のこと
提出先：小諸市役所 総務部 財政課 契約財産係

※質疑応答書は4月28日(月)頃に質問者に送付します。

※「質問書」は、本要領18ページに添付している書式を使用してください。

(4) 提出書類等

①入札参加申込書

「入札参加申込書」は、本要領15ページに添付している書式をコピーしてください。

②印鑑登録証明書(法人の場合)

③納税証明書(国税及び市町村税)

④本人確認ができるもの(例：運転免許証・保険証など)

⑤委任状及び受任者本人と確認できるもの(社員証・運転免許書等)〔代理人により入札及び契約しようとする場合のみ〕

※「委任状」は、本要領17ページに添付している書式をコピーしてください。なお、本書式の内容が記載されていれば、様式は問いません。

※②③⑤については、発行後3カ月以内のものに限ります。

※入札参加申込者から一度ご提出いただいた書類は、理由に関わらず一切返却できません。

(5) 申込みに当たっての留意事項

①落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行いません。

②申込受付を完了し、入札参加資格の適合を確認した後に、入札参加者証を郵送します。入札参加者証は、入札当日必ず持参してください。

※令和7年5月12日(月)までに入札参加者証が到着しない場合は、小諸市総務部財政課契約財産係(TEL0267-22-1700)までご連絡ください。

6 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

①	入札日時	令和7年5月19日（月） 受付時間 午後1時から午後1時20分まで 入札時間 午後1時30分から
②	開札時間	入札締切り後直ちに開札を行います。
③	受付、入札及び開札場所	小諸市役所3階 第4会議室

(2) 持参物等（当日入札場所にお持ちいただくもの）

- ①入札参加者証
- ②実施要領（入札手続の説明等に使用します。）
- ③印鑑（入札参加申込書に押印した印鑑。代理人の場合は委任状で届出した印鑑）

(3) 入 札

- ①入札参加者は、所定の入札書（入札当日、入札会場受付で交付します。）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、入札箱に投入してください。なお、入札の当日出席しなかった者又は入札時間に遅刻した者は、棄権とみなします。
- ②入札は、代理人に行わせることができます。代理人は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印（委任状に押印されている代理人の印）のうえ、入札箱に投入してください。この場合には、委任状を入札参加申込み時にご提出ください。
- ③入札金額は、最低売却価格を上回る金額とし、物件の価格の総額を表示してください。
- ④入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ⑤入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ・入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
 - ・入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
 - ・入札書に記名及び押印がないとき。
 - ・一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
 - ・代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
 - ・入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
 - ・入札者の資格のない者が入札したとき。
 - ・本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
 - ・鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
 - ・入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
 - ・前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(4) 開 札

- ①開札は、入札締切り後直ちに入札者立会いのもとで行います。
- ②入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない小諸市職員を立ち合わせます。
- ③開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(5) 落札者

- ①落札者は、小諸市の最低売却価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札した者としてします。
- ②落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない小諸市職員にくじを引かせます。

(6) 入札結果の公開

入札物件について、落札者名及び落札額は公開とします（入札日から数日以内に小諸市公式ホームページ上において公開します。落札者名については、個人の場合は公表しません。）。

(7) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

7 契 約

(1) 契約の締結

落札者は、落札者決定後引き続き土地売買契約の締結について打ち合わせを行います。

(2) 契約の確定

契約は、小諸市が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

(3) 契約保証金

- ①落札者は、売買契約締結に際し、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。
- ②契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。
- ③契約者が売買代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、売買契約を解除した場合には、契約保証金は小諸市に帰属します。

8 売買代金の納付

売買代金の支払期限売買代金は、令和7年6月30日（月）までに支払わなければなりません。

9 契約費用及び公租公課等

以下の費用は落札者の負担となります。

- ①契約書に貼付する収入印紙の費用
- ②所有権の移転登記に必要な登録免許税
- ③落札者を義務者として課される公租公課（内容については、関係機関にご確認ください。）
- ④その他契約に要する費用

10 所有権の移転及び土地の引渡し

- (1) 所有権は、売買代金完納と同時に移転します。登記の手続きは本市が行いますが、登録免許税等諸費用は落札者の負担となります。

※登記に際して、代表者事項証明書等必要書類の提出をお願いします。

- (2) 売払物件は所有権の移転完了後、現状有姿で現地立会いのうえ引渡しを行います。

11 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。また、土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。
- (2) 現地の状況は、必ず入札参加申込者自身でご確認ください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。
- (3) 周辺住民に対する建築工事等の説明及び建築工事期間中のすべての対応は、譲受人の責任で行ってください。
- (4) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については本市の指示に従ってください。

【問い合わせ先】

小諸市 総務部 財政課 契約財産係
〒384-8501

長野県小諸市相生町三丁目3番3号
小諸市役所庁舎3階

電話番号：0267-22-1700

FAX番号：0267-23-8766

土地売買契約書

売主 小諸市（以下「甲」という。）と買主〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、土地の売買に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買代金等）

第2条 甲は、その所有にかかる末記の土地（以下「この土地」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

2 この土地の売買代金は、金〇〇〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金に利息は付さない。

（売買代金の納入）

第4条 乙は、第2条第2項に定める売買代金と前条第1項に定める契約保証金との差額を、甲が別途定める日（以下「納入期限」という。）までに、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入するものとする。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（遅延利息等）

第5条 乙は、売買代金を納入期限までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出て、その承認を得なければならない。

2 乙は、売買代金を納入期限までに納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年 14.6%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（所有権の移転及び移転登記）

第6条 この土地の所有権は、乙が売買代金及び前条第2項に規定する遅延利息（以下「売買代金等」という。）を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、乙が売買代金等を完納し、登記に必要な書類を甲に提出した後、速やかに管轄登記所に対しこの土地の所有権移転登記を嘱託するものとする。

（土地の引渡し）

第7条 甲は、前条第1項の所有権移転の後、この土地を乙の立会いのもとに引き渡すものとする。

（危険負担等）

第8条 乙は、第6条第1項の所有権移転の後、前条の土地の引渡しのおきまでにおいて、この土地が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は毀損しても、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第10条 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。

2 乙は、この土地の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定め反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者がこの土地の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

4 乙は、この土地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して本条第1項の定め反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、第1項の使用の禁止をまねがれるものではない。

5 乙は、前項の第三者が新たな第三者にこの土地を使用させる場合も同様に、本条第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。

（風俗営業等の禁止）

第11条 乙は、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

2 乙は、この土地の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定め反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者がこの土地の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

4 乙は、この土地を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して本条第1項の定め反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、第1項の使用の禁止をまねがれるものではない。

5 乙は、前項の第三者が新たな第三者にこの土地を使用させる場合も同様に、本条第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。

（実地調査等）

第12条 甲は、前2条に定める内容に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、前2条に定める内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えてこの土地の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第13条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ次の各号に定める金額（ただし、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第10条、第11条に定める義務に違反したときは、第2条第2項に定める売買代金の100分の30に相当する金額
- (2) 前条に定める義務に違反したときは、第2条第2項に定める売買代金の100分の10に相当する金額
- 2 前項の違約金は、違約罰であり、第15条第3号及び第16条第3項第4号に定める損害賠償の額の予定又はその一部とは解釈しない。

（買戻特約及び特約登記）

第14条 甲は、乙又はこの土地の転得者が第10条又は第11条の定めに違反した場合には、この土地の買戻しをすることができるものとする。

- 2 前項に定める買戻しの期間は、この契約締結の日から10年間とする。
- 3 甲は、前2項の規定に基づく買戻しの特約登記をすることができるものとする。この場合において、甲が請求したときは、乙は特約登記に必要な書類を第6条第2項の書類とともに甲に提出しなければならない。

（買戻権の行使）

第15条 甲が、前条に定める買戻権を行使するときは、次の各号によるものとする。

- (1) この土地の売買に伴い乙が支払った売買代金（この土地の一部について買戻権を行使する場合にあっては、買戻し対象地の面積がこの土地の総面積に占める割合を売買代金に乗じた額）は、乙が第17条に定める義務を履行した後、利息を付さないで返還するものとする。
- (2) 乙が負担した契約費用及びこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに乙が支払った第5条第2項の規定による遅延利息及び第13条第1項の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。
- (3) 甲に損害があれば、甲は、乙にその賠償を請求することができる。
- (4) 乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。

（契約の解除）

第16条 甲及び乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ、この契約を解除することができる。

- 2 次の各号の一に該当するときは、甲は、催告を要しないで直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 乙が第10条の定めに違反したとき。
 - (2) 乙に偽りその他不正な行為があったとき。
- 3 前2項の規定により、甲がこの契約を解除した場合は、次の各号によるものとする。
 - (1) 乙が第4条第1項に定める義務を履行していないときは、契約保証金は甲に帰属し、返還しない。
 - (2) 乙が第4条第1項に定める義務を既に履行しているときは、甲は、乙が次条に定める義務を履行した後、既納の売買代金から契約保証金相当額を差し引いたうえで残額に利息を付さないで乙に返還するものとする。ただし、この場合における契約保証金相当額は、第13条第1項の規定による違約金の一部又は本項第4号に定める損害賠償の額の予定若しくはその一部とは解釈しない。
 - (3) 乙が負担した契約費用及びこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに乙が支払った第5条第2項の規定による遅延利息及び第13条第1項の規定による違約金は、償還又は返還しないものとする。
 - (4) 甲に損害があれば、甲は、乙にその賠償を請求することができる。

(5) 乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。

(原状回復の義務)

第 17 条 甲が第 14 条に規定する買戻権又は前条に規定する解除権を行使したときは、乙は、自己の費用と責任において、この土地を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状に復することを必要としないと認めるときは、この限りではない。

(相殺等)

第 18 条 甲が、第 14 条に規定する買戻権又は第 16 条に規定する解除権を行使した場合について、以下のとおり定める。

(1) 乙が甲に対して有する売買代金返還請求権は譲渡できない。

(2) 甲が乙に対して有する違約金請求権は譲渡できない。

(3) 乙が甲に対して有する売買代金返還請求権と甲が乙に対して有する違約金請求権は、甲の買戻権又は解除権の行使により当然に相殺されるものとする。

(4) 甲は、乙が第 15 条第 3 号又は第 16 条第 3 項第 4 号に規定する損害賠償金を甲が支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と相殺することができる。

2 前項の場合において、乙、この土地の転得者又はこの土地の上に住宅を所有する者が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）及び機構の証券化支援事業によって機構に債権を譲渡することとなる金融機関（以下これらを「機構等」という。）との間で金銭消費貸借契約を締結し、機構等に対して債務を負っているときは、甲は、前項の相殺後の返還金額の範囲内において機構等の債権相当額を機構等に償還し、残額を乙に返還することができるものとする。

(公租公課)

第 19 条 この土地に対して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、乙の負担とする。

(契約費用等)

第 20 条 この契約の締結に要する費用及び第 6 条第 2 項の所有権移転登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

(相隣関係等)

第 21 条 乙は、土地引渡し以後においては、十分な注意をもって土地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(暴力団等に対する除外措置)

第 22 条 乙は、本契約締結にあたり、乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）に該当しないことを確認する。

2 前項の規定にかかわらず、乙が暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明した場合には、甲は乙に対して違約金の請求、買戻権の行使、契約の解除を行うことができる。

3 前項の違約金は、第 2 条第 2 項に定める売買代金の 100 分の 10 に相当する金額とし、第 13 条第 2 項の規定を準用する。

4 第2項の買戻権の行使にあたっては、第14条第1項及び第2項並びに第15条の規定を、契約の解除にあたっては、第16条の規定をそれぞれ準用する。

(管轄裁判所)

第23条 この契約から生じる一切の訴えについては、この土地の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約において疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 小諸市相生町三丁目3番3号

小諸市長 小 泉 俊 博 ㊟

乙 住 所

氏 名 ㊟

土地の表示

所在地	地番	登記地目	登記簿面積
小諸市大字御影新田字池ノ上	2 2 4 1 番 4	宅地	268.07 m ²

家屋の表示

所 在	地 番	構造等	種類	面積 (m ²)
小諸市大字御影新田字池ノ上	2241 番地 4	木造スレート葺 平屋建	居宅	54.54

物件調書・位置図

物 件 調 書

所在地番	小諸市大字御影新田字池ノ上 2241 番 4		
登記地目	宅地		
登記面積	272.00 m ²		
地勢	平坦（敷地内段差有）		
用途地域	指定なし		
建ぺい率	6 0 %	容積率	2 0 0 %
その他制限	—		
接道状況	東側	なし	
	南側	なし	
	西側	市道 0118 号線	
	北側	認定外 2 項道路	
電気	中部電力		
ガス	L P ガス		
上水道	(株)水みらい小諸	引込管あり	
下水道	小諸市下水道課	公共下水道区域	
近傍主要施設	国道 141 バイパス「御影区入口」から直線で約 400m		
境界	道路明示		
	境界確認		
	境界標		
その他特記事項	・小諸市有地売却実施要領 2 ページに記載してある 3 土地利用条件を全て満たしてください。ただし、本物件の取得により、建築等における許可を与えるものではありませんので、事業実施に際し、法令上の許認可が必要な場合は関係機関と協議をしてください。		

位置図



令和 年 月 日

小諸市長 小泉 俊博 宛

入札参加申込者 住 所 _____
(代表企業等)

氏 名 _____ 印

電話番号 () —

入札参加申込書

私は、下記の市有地の売り払いにかかる一般競争入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、参加を申し込みます。

記

1 入札参加申込物件

物件 No.	物件所在地
1	小諸市大字御影新田字池ノ上 2241 番 4

2 添付書類

- ①印鑑登録証明書（法人の場合）
- ②納税証明書
- ③本人ができるもの（運転免許証・保険証など）
- ④委任状＜代理人により入札及び契約しようとする場合のみ＞

3 連絡先及び文書送付先

郵便番号： _____

住 所： _____

担当課・担当者： _____

電話番号： () F A X : ()

質 問 書

「小諸市有地売却実施要領」該当項目	
ページ・項目	記 載 内 容

質 問 内 容	
氏名または法人名	
所 在 地	
部 課 名	
担当・TEL	

※ この質問書は、1枚につき1項目とすること。

令和 年 月 日

小諸市長 小泉 俊博 宛

委任者 住所 _____

氏名 ふりがな _____ 印

委任状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の売り払いにかかる一般競争入札への参加、売買契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

記

1 入札物件の表示

物件 No.	物件所在地
1	小諸市大字御影新田字池ノ上 2241 番 4

2 代理人（受任者）

代理人（受任者）		届出印
住所 氏名		
電話番号	() —	

※受任者本人が確認できるもの（社員証・運転免許証など）を提示してください。
（上記の内容が記載されていれば様式は問いません）